

## 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領改正 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="257 276 931 304">福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領</p> <p data-bbox="145 421 421 450">(目的) 第1条 (略)</p> <p data-bbox="145 517 477 545">(参加者証の交付について)</p> <p data-bbox="125 564 1084 836">第2条 実施要綱第4条に定める対象医療を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第1号)に以下の第1号から第3号の区分により、それぞれに掲げる書類等を添えて、所管保健所等(政令市を含む。以下「保健所」という。)を経由し、知事に申請するものとする。</p> <p data-bbox="154 855 1084 932">また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる。</p> <p data-bbox="154 951 1084 1027">なお、65歳以上75歳未満の者が、後期高齢者医療制度に加入している場合は、第3号(75歳以上の申請者)の例によるものとする。</p> <p data-bbox="154 1046 461 1075">一 70歳未満の申請者</p> <p data-bbox="183 1094 1084 1270">イ 臨床調査個人票及び同意書(様式第2号)(臨床調査個人票については実施要綱第6条に定める指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)の医師、同意書については原則として患者本人が記入したもの。以下「個人票等」という。)</p> <p data-bbox="183 1289 1084 1465">ロ 申請者の氏名が記載されたマイナポータル資格情報画面(あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。)、医療保険者が発行する資格情報のお知らせの写し又は資格確認書の写し(一部負担金の割合の</p>	<p data-bbox="1283 276 1957 304">福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領</p> <p data-bbox="1144 421 1420 450">(目的) 第1条 (略)</p> <p data-bbox="1144 517 1476 545">(参加者証の交付について)</p> <p data-bbox="1124 564 2083 836">第2条 実施要綱第4条に定める対象医療を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第1号)に以下の第1号から第3号の区分により、それぞれに掲げる書類等を添えて、所管保健所等(政令市を含む。以下「保健所」という。)を経由し、知事に申請するものとする。</p> <p data-bbox="1153 855 2083 932">また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる。</p> <p data-bbox="1153 951 2083 1027">なお、65歳以上75歳未満の者が、後期高齢者医療制度に加入している場合は、第3号(75歳以上の申請者)の例によるものとする。</p> <p data-bbox="1153 1046 1460 1075">一 70歳未満の申請者</p> <p data-bbox="1182 1094 2083 1270">イ 臨床調査個人票及び同意書(様式第2号)(臨床調査個人票については実施要綱第6条に定める指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)の医師、同意書については原則として患者本人が記入したもの。以下「個人票等」という。)</p> <p data-bbox="1182 1289 2083 1465"><u>ロ 申請者の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し(住所や負担割合等に変更がない場合に限る。)</u>、マイナポータル資格情報画面(あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。)、医療保険者が発行する</p>

## 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領改正 新旧対照表

新	旧
<p>情報が記載されているものに限る。)</p> <p>ハ <u>マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面のほか、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の写し、限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写しなど、申請者の限度額区分を確認することができるもの</u></p> <p>ニ <u>被用者保険に加入している申請者は、申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</u></p> <p>ホ <u>申請者の住民票の写しただし、被用者保険に加入している申請者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し</u></p> <p>ヘ <u>福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（様式第6号-1及び第6号-2）（以下「医療記録票」という。）別紙様式例6-1及び6-2による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の様式第6号-2に記載の事項を確認することができる書類等（実施要綱第4に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、実施要綱第4条の第1号から第3号までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係</u></p>	<p>資格情報のお知らせの写し又は資格確認書の写し（一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る。)</p> <p>ハ <u>限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の写しその他申請者の医療保険における所得区分（以下「所得区分」という。）を確認することができる書類等</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>ニ 申請者の住民票の写し</p> <p>ホ 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（様式第6号-1及び第6号-2）（以下「医療記録票」という。）別紙様式例6-1及び6-2による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の様式第6号-2に記載の事項を確認することができる書類等（実施要綱第4に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、実施要綱第4条の第1号から第3号までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療</p>

## 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領改正 新旧対照表

新	旧
<p>る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。)が既に1月以上あることが記録されているものをいう。以下第2条1、第7条、第9条及び第12条において「入院記録票の写し等」という。)</p> <p><u>ト</u> 核酸アナログ製剤治療について「福岡県肝炎治療特別促進事業実施要領」(平成20年5月1日20健第436号通知。以下「肝炎治療実施要領」という。)様式第9号による肝炎治療受給者証の交付を受けた者(以下「肝炎治療受給者証被交付者」という。)にあつては、肝炎治療実施要領様式第12号による肝炎治療自己負担限度月額管理票であつて、実施要綱第4条に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内の自己負担額等が記録されているもの(以下「肝炎治療月額管理票」という。)の写し</p> <p>二 70歳以上75歳未満の申請者</p> <p>イ 個人票等(様式第2号)</p> <p>ロ 申請者の氏名が記載されたマイナポータル<small>の</small>資格情報画面(あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。)、医療保険者が発行する資格情報のお知らせの写し又は資格確認書の写し(一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る。)</p> <p><u>ハ</u> <u>マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面のほか、限度額適用認定証又は 限度額適用・標準負</u></p>	<p>養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。)が既に1月以上あることが記録されているものをいう。以下第2条1、第7条、第9条及び第12条において「入院記録票の写し等」という。)</p> <p><u>△</u> 核酸アナログ製剤治療について「福岡県肝炎治療特別促進事業実施要領」(平成20年5月1日20健第436号通知。以下「肝炎治療実施要領」という。)様式第9号による肝炎治療受給者証の交付を受けた者(以下「肝炎治療受給者証被交付者」という。)にあつては、肝炎治療実施要領様式第12号による肝炎治療自己負担限度月額管理票であつて、実施要綱第4条に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内の自己負担額等が記録されているもの(以下「肝炎治療月額管理票」という。)の写し</p> <p>二 70歳以上75歳未満の申請者</p> <p>イ 個人票等(様式第2号)</p> <p><u>ロ</u> <u>申請者の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し(住所や負担割合等に変更がない場合に限る。)、マイナポータル<small>の</small>資格情報画面(あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。)、医療保険者が発行する資格情報のお知らせの写し又は資格確認書の写し(一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る。)</u></p> <p><u>ハ</u> <u>限度額適用認定証等の写しその他申請者の所得区分を確認することができる書類等(ただし、所得区分が一般の被保険者(以下「一般」と</u></p>

## 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領改正 新旧対照表

新	旧
<p><u>担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の写し、限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写しなど、申請者の限度額区分を確認することができるもの</u></p> <p>二 <u>被用者保険に加入している申請者は、</u>申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</p> <p>ホ 申請者の住民票の写し。ただし、<u>被用者保険に加入している申請者は、</u>申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し</p> <p>へ 医療記録票の写し等</p> <p>ト 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し</p> <p>三 75歳以上の申請者</p> <p>イ 個人票等（様式第2号）</p> <p>ロ 申請者の氏名が記載されたマイナポータルの資格情報画面（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。）、医療保険者が発行する資格情報のお知らせの写し又は資格確認書の写し（一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る。）</p> <p><u>ハ マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面のほか、限度額適用認定証又は 限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の写し、限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写しなど、申請者の限度額区分を確認することができるもの</u></p>	<p><u>いう。）にあたる者を除く）</u></p> <p>二 <u>所得区分が一般にあたる者は、</u>申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</p> <p>ホ 申請者の住民票の写し。ただし、<u>所得区分が一般に当たる者は、</u>申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し</p> <p>へ 医療記録票の写し等</p> <p>ト 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し</p> <p>三 75歳以上の申請者</p> <p>イ 個人票等（様式第2号）</p> <p><u>ロ 申請者の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し(住所や負担割合等に変更がない場合に限る。)、</u>マイナポータルの資格情報画面（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。）、医療保険者が発行する資格情報のお知らせの写し又は資格確認書の写し（一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る。）</p> <p><u>ハ 限度額適用認定証等の写しその他申請者の所得区分を確認することができる書類等（ただし、所得区分が一般にあたる者を除く）</u></p>

## 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領改正 新旧対照表

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>ニ 申請者の住民票の写し</p> <p>ホ 医療記録票の写し等</p> <p>ヘ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し</p> <p>2 実施要綱第8条第2項ただし書により、更新の申請を行う場合には、第2条第1項に掲げる書類等（個人票等を除く。）、第4条第3項により交付された参加者証の写し及びの添付を要するものとする。</p> <p>3 医療保険の加入関係の確認は、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うこと。</p> <p>(対象患者の認定について) 第3条 (略)</p> <p>(参加者証の交付等について)</p>	<p>ニ <u>所得区分が一般にあたる者は、申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</u></p> <p>ホ 申請者の住民票の写し。ただし、<u>所得区分が一般に当たるものは、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し</u></p> <p>ヘ 医療記録票の写し等</p> <p>ト 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し</p> <p>2 実施要綱第8条第2項ただし書により、更新の申請を行う場合には、第2条第1項に掲げる書類等（個人票等及び<u>限度額適用認定証等の写し</u>を除く。）、第4条第3項により交付された参加者証の写し<u>及び所得区分の認定を行うために必要な書類等</u>の添付を要するものとする。</p> <p>3 医療保険の加入関係の確認は、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うこと。<u>なお、経過措置として、令和6年12月1日時点で発行されている健康保険証は最大で1年間、従前のおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証による確認も可能とする。</u></p> <p>(対象患者の認定について) 第3条 (略)</p> <p>(参加者証の交付等について)</p>

## 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領改正 新旧対照表

新	旧
<p>第4条 知事は、実施要綱第8条第1項に定める認定を行う際には、実施要綱第4条に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、実施要綱第4条の第1号から第3号までに掲げる医療を受けた月数が既に1月以上あることを確認するものとする。</p> <p>2 知事は、実施要綱第8条第1項に定める認定を行う際には、マイナポータル<sup>1</sup>の資格情報画面又は医療保険者が発行する資格情報のお知らせ、資格確認書（一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る。）若しくは限度額適用認定証等、高齢受給者証<sup>2</sup>その他所得の状況を把握できる書類に基づき、申請者が実施要綱第5条第3項の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、前条による認定及び前項による確認が行われた<u>当該申請者に適用される所得区分について参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。なお、低所得者区分（所得区分における70歳未満の市町村民税世帯非課税者並びに70歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱをいう。）に該当すると思われる被用者保険（健康保険、船員保険及び共済組合等）に加入する申請者が、参加者証の交付申請に併せて任意で限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする場合には、実施要綱第5条第3項の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、前条による認定及び前項による確認が行われた</u>申請者が加入する医療保険者に対し、所得区分の認定を行うために必要な資料等を添えて照会を行い、当該申請者に適用される所得区分について参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。</p> <p>3 ～ 5 （略）</p>	<p>第4条 知事は、実施要綱第8条第1項に定める認定を行う際には、実施要綱第4条に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、実施要綱第4条の第1号から第3号までに掲げる医療を受けた月数が既に1月以上あることを確認するものとする。</p> <p>2 知事は、実施要綱第8条第1項に定める認定を行う際には、マイナポータル<sup>1</sup>の資格情報画面又は医療保険者が発行する資格情報のお知らせ、資格確認書（一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る。）若しくは限度額適用認定証等、高齢受給者証<sup>2</sup>その他所得の状況を把握できる書類に基づき、申請者が実施要綱第5条第3項の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、前条による認定及び前項による確認が行われた申請者が加入する医療保険者に対し、所得区分の認定を行うために必要な資料等を添えて照会を行い、当該申請者に適用される所得区分について参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。</p> <p>3 ～ 5 （略）</p>

## 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領改正 新旧対照表

新	旧
<p>(認定の取消について) 第5条～ (対象患者への助成額の計算方法について) 第7条 (略)</p> <p>(自己負担額の軽減を受けることができない場合の取扱い)</p> <p>第8条 参加者が前条により自己負担額の軽減を受けることができない場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>2 実施要綱第7条第2項第1号に定めるこれにより難い場合にあつては、対象患者は、実施要綱第4条に定める対象医療に要した医療費のうち実施要綱第7条第2項第2号に定める金額を、保健所を經由し、知事に請求することができるものとする。</p> <p>3 前項による請求又は第7条に定める助成額について請求を行おうとする者(以下「請求者」という。)は、福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書「様式第7号)に、次に掲げる書類等を添えて、保健所を經由し、知事に申請するものとする。</p> <p><u>一 請求者の限度額適用区分を確認することができるもの</u></p> <p><u>二</u> 請求者の参加者証の写し</p> <p><u>三</u> 医療記録票の写し等</p> <p><u>四</u> 当該月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書</p> <p><u>五</u> 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し(ただし、前項による請求の場合を除く)</p> <p><u>六</u> 知事が申請内容の審査に必要と認める書類</p>	<p>(認定の取消について) 第5条～ (対象患者への助成額の計算方法について) 第7条 (略)</p> <p>(自己負担額の軽減を受けることができない場合の取扱い)</p> <p>第8条 参加者が前条により自己負担額の軽減を受けることができない場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>2 実施要綱第7条第2項第1号に定めるこれにより難い場合にあつては、対象患者は、実施要綱第4条に定める対象医療に要した医療費のうち実施要綱第7条第2項第2号に定める金額を、保健所を經由し、知事に請求することができるものとする。</p> <p>3 前項による請求又は第7条に定める助成額について請求を行おうとする者(以下「請求者」という。)は、福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書「様式第7号)に、次に掲げる書類等を添えて、保健所を經由し、知事に申請するものとする。</p> <p>一 請求者の参加者証の写し</p> <p>二 医療記録票の写し等</p> <p>三 当該月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書</p> <p>四 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し(ただし、前項による請求の場合を除く)</p> <p>五 知事が申請内容の審査に必要と認める書類</p>

## 福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領改正 新旧対照表

新	旧
<p>4 請求者から請求を受けた都道府県知事は、前項に掲げる書類等を審査した結果適当と認める場合は、請求者に対し、実施要綱第4条に定める対象医療に要した医療費のうち、実施要綱第7条第2項に定める金額又は第7条に定める助成額を交付するものとする。</p> <p>(指定医療機関の指定等及び役割について) 第9条 ～ (その他) 第15条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年3月13日から施行し、令和8年3月1日から適用する。</u></p>	<p>4 請求者から請求を受けた都道府県知事は、前項に掲げる書類等を審査した結果適当と認める場合は、請求者に対し、実施要綱第4条に定める対象医療に要した医療費のうち、実施要綱第7条第2項に定める金額又は第7条に定める助成額を交付するものとする。</p> <p>(指定医療機関の指定等及び役割について) 第9条 ～ (その他) 第15条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和7年3月31日から施行する。</p>